

行政機関

	事業名	概要	内容	備考
1	高等職業訓練促進給付金等事業（福島県こども未来局児童家庭課）	ひとり親家庭の母又は父の就職に有利かつ、生活の安定に資する資格取得を促進するため養成機関における修業期間について給付金を支給。 また、仕事をしながら資格取得を目指す場合など、受講状況の確認ができる場合は、通信制を利用することができる。	◇対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、准看護師、理学療法士他 ◇支給期間：上限4年 ◇支給額：月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円） ※修了までの最後の12ヶ月は4万円増額。	
2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（社会福祉法人福島県社会福祉協議会）	「高等職業訓練促進給付金」（上記）を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	◇貸付対象者等： ・入学準備金（上限50万円） 養成機関に入学し、新規に高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方。 ・就職準備金（上限20万円） 高等職業訓練促進給付金の支給を受けており、養成機関の課程を修了し資格を取得した方。	養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、県内で、取得した資格が必要な業務に5年間継続して勤務した場合、返還が免除。
3	保健師等修学資金貸与事業（福島県医療人材対策室）	保健師、助産師、看護師、及び准看護師（以下、「保健師等」）の確保が困難な福島県内の医療施設等における保健師等の確保を目的とし、将来、これらの施設で保健師等の業務に従事しようとする方に、在学期間、修学のための資金を貸与する。	◇貸与額 ・保健師・助産師・看護師課程 国公立：月額39,000円／民間立：月額56,000円 ・准看護師課程 国公立：月額19,000円／民間立：月額32,000円 ※南相馬市及び双葉郡内の許可病床200床未満の病院及び診療所等に就業する意思のある学生に対しては貸与月額を30,000円加算する。	養成施設を卒業した後1年以内に免許を取得し、直ちに県指定の施設で保健師等の業務に従事し、引き続き5年間業務に従事した場合、貸与金返還免除。 養成施設を卒業した後1年以内に免許を取得できない場合や県指定の施設で業務に従事しない場合等は貸与金返還。
4	職業訓練受講給付金（福島労働局訓練室）	ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練または公共職業訓練を受講する特定求職者の方が、一定の支給要件を満たす場合に受給できる。	◇職業訓練受講手当：月額10万円 ◇通所手当：訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限あり） ◇寄宿手当：月額10,700円	